平成２３年（フ）第１２号
大阪府摂津市別府２丁目32番１号
債務者　江口　良二
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５号
大阪府茨木市新中条町８番19―517号
債務者　山本　沙織
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９号
大阪市東淀川区相川３丁目12番２―410号
債務者　久田眞由美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７号
大阪府寝屋川市香里西之町17番１号
債務者　吉原　雅枝
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５７号
大阪市東住吉区公園南矢田４丁目17番５号
債務者　桑野　光明
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５８号
大阪市天王寺区玉造元町12番19号
債務者　下山　幸子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３号
大阪市港区港晴２丁目４番25号　大阪市立港晴寮
債務者　大澤　純作
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４号
大阪府箕面市新稲５丁目16番13号
債務者　元木亜希子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５号
大阪市住吉区苅田３丁目８番18号　早川マンション103号
債務者　花谷　惠子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７６号
大阪市西淀川区姫島１―24―22―212号、住民票上の住所大阪市西淀川区大和田４丁目１番16号　東和ビル302号室
債務者　竹内　　潤
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８１号
大阪府豊中市熊野町１丁目２番12号
債務者　南田　那美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８３号
大阪市阿倍野区松崎町３丁目７番36号　富士マンション601号
債務者　福地　惠子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６号
大阪市東淀川区小松１丁目２番14―204号
債務者　土居　和子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８９号
大阪市中央区瓦屋町３丁目５番12号　４Ｄ
債務者　荒巻　一枝
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９３号
大阪府寝屋川市田井町26番19号
債務者　大城みつ子
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９４号
大阪市此花区春日出北２丁目18番30号　三恵春日出ハイツ２ＦＢ号
債務者　松﨑　富行
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９５号
大阪市東淀川区東中島６丁目８番19号センチュリー崇禅寺201号
債務者　大石　繁義
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部